

理事長就任定期預金「飛龍」

(平成27年7月1現在)

1. 商品名(愛称)	○自由金利型定期預金(「スーパー定期」「スーパー定期300」「大口定期」) 愛称: 理事長就任定期預金 「飛龍」				
2. ご利用できる方	○個人及び法人の方で、他金融機関から預入資金全額をお振込又はお持ちいただける方。(お一人様1口座に限ります) ※但し、下記口座をお持ちの方は振り替えもご利用いただけます。 ①退職金専用定期預金 ②定期積金の満期分				
3. 募集総額	○15億50百万円				
4. 取扱期間	○平成27年7月1日(水) ~ 平成27年12月30日(水) ※募集総額に達した場合は取扱期間中であっても終了させていただきます。				
5. 預入期間	○1か年 自動継続型(元金継続・元利継続)				
6. 預入	(1) 預入方法	○一括預入			
	(2) 預入形式	○証書式・通帳式・総合口座			
	(3) 預入金額	○10万円以上1,000万円以下 ※スーパー定期 10万円以上 300万円未満 スーパー定期300 300万円以上1,000万円未満 大口定期 1,000万円			
	(4) 預入単位	○1円単位 ○初回預け入れ時は10万円以上1万円単位とします。			
7. 払戻方法	○満期日以後に一括して払戻します。				
8. 利息	(1) 適用金利	○固定金利 ○下表のとおり金利を適用します。			
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">出資会員様</td> <td style="padding: 5px;">年 0.175%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">一般の方(非会員様)</td> <td style="padding: 5px;">年 0.100%</td> </tr> </table>	出資会員様	年 0.175%	一般の方(非会員様)
	出資会員様	年 0.175%			
一般の方(非会員様)	年 0.100%				
○自動継続後の金利は、継続日におけるスーパー定期・スーパー定期300又は大口定期の店頭表示金利を適用します。					
(2) 利払方法	○満期日以後に一括して支払います。				
(3) 計算方法	○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。				

9. 税金	<p>○利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優ご利用の場合は非課税となります。）</p> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
10. 手数料	—
11. 付加できる特約	<p>○マル優の取扱いができます。</p> <p>※マル優について、詳しくは渉外担当または窓口へお問い合わせください。</p>
12. 中途解約時の取扱い	<p>○原則中途解約できません。</p> <p>○当金庫がやむをえないと認め満期日前に解約する場合は、以下の算式により計算した期限前解約利息とともに支払います。</p> <p><スーパー定期・スーパー定期300></p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヵ月未満・・・解約日における普通預金の利率 ・6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×50% <p><大口定期></p> <p>次のA、B及びC（B及びCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。但し、Cの算式により計算した利率が0%を下回る時は0%とします。）のうち最も低い利率</p> <p>A：解約日における普通預金の利率</p> <p>B：約定利率－約定利率×30%</p> <p>C：約定利率－{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}÷預入日数</p>
13. 金利情報の入手方法	<p>○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードでご確認ください。</p>
14. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部業務課（9時～17時、電話：0824-72-5588）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部業務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫業務部業務課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
15. その他 参考となる事項	<p>○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>